

京都市エコイベント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市における地球温暖化対策及びごみ減量・再資源化の取組を推進し、低炭素社会及び循環型社会の構築を図るため、京都市内で開催されるイベントにおいて、主催者及び参加者が協力して環境への負荷を軽減するとともに、広く環境保全意識の普及啓発に資する環境に配慮した取組の実施に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イベント 不特定多数の参加者を対象として開催する式典、会議、催し（展示会、講演会、シンポジウム等）、行事等をいう。
- (2) 京都市認定エコイベント 京都市内で開催されるイベントで特に環境に配慮した取組を実施するものをいう。
- (3) 環境配慮 環境への負荷の低減又は環境改善に資する手法の取組等をいう。

(対象)

第3条 この要綱の対象とするイベントは、京都市内で開催されるものとする。

(環境配慮の要件)

第4条 イベントの主催者は、当該イベントにおいて、次の各号に掲げる事項について、適切に環境配慮に取り組むものとする。

- (1) ごみの発生抑制・リサイクルの推進
- (2) 省エネルギー・省資源の推進
- (3) グリーン購入の推進
- (4) 交通手段における環境への配慮
- (5) 参加者の環境意識の醸成

(京都市認定エコイベントの登録申請)

第5条 対象となるイベントのうち、京都市認定エコイベントへの登録を希望するイベントの主催者（以下「エコイベント主催者」という。）は、京都市認定エコイベント登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、当該イベント開催の1週間前までに市長に提出するものとする。

- 2 京都市の主催若しくは共催するイベント又は京都市が構成員となっている実行委員会が開催するイベントのうち、その実施に京都市が主体的に関わるイベントについては、前項の規定による申請を行わなければならない。
- 3 京都市が後援等を行うイベントについて、主催者は第1項の規定による申請を行うよう努めなければならない。
- 4 エコイベント主催者は、第1項の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該申請をしようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行うことができる。

(登録要件)

第6条 エコイベント主催者は、第4条に規定する各号について、申請書の取組チェックシートに掲げる取組項目が一つ以上ある場合、京都市認定エコイベントの登録を行うことができる。

(イベントの実施)

第7条 エコイベント主催者は、申請書に記載した手法により、イベントを実施するとともに、環境配慮の成果について記録をするものとする。

(実施報告書の提出)

第8条 エコイベント主催者は、当該イベントの実施後1月以内に京都市認定エコイベント実施報告書(第2号様式。以下「報告書」という。)を市長に提出するものとする。

(申請書及び報告書)

第9条 第5条及び第8条に規定する申請書及び報告書の提出は、イベントの開催ごとに行うものとする。

(京都市認定エコイベントに対する支援)

第10条 市長は、第5条に規定する登録申請があったときは、エコイベント主催者に対し必要な助言を行うとともに、別に定めるところにより、環境への負荷の低減に資する取組に支援することができる。

2 市長は、環境に配慮した取組に関し、顕著な成果を収めたもの及び功績があったものを表彰することができる。

(実施マニュアル)

第11条 環境政策局長は、京都市内で開催されるイベントのエコ化を促進するため、別途実施マニュアルを作成し、必要に応じて改訂を行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境政策局長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年10月16日から施行する。
- 2 京都市の主催及び共催するイベント以外のイベントについては、平成23年4月1日以降にこの要綱の規定を適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年10月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

京都市認定エコイベント登録申請書

（あて先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事業所の所在地	申請団体の名称及び代表者名

京都市エコイベント実施要綱第5条の規定により、京都市認定エコイベントの登録を申請します。	
イベントの名称	
イベントの内容	
開催日時	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
開催場所	
来場者数（予定）	
主催者の名称	
問合せ先	担当者（氏名）（所属・役職）
	電話・FAX（電話）（FAX）
	電子メール（電子メール）
京都市ホームページ掲載への同意	☐ 同意する ☐ 同意しない
京都市認定エコイベント登録証の交付	☐ 希望する ☐ 希望しない
備考欄	

(裏面)

取 組 チ ェ ッ ク シ ー ト

環境配慮事項	取 組 項 目	チェック
Ⅰ ごみの発生抑制・リサイクルの推進	①リユース食器（洗って繰り返し使える容器）の導入	
	②ごみの分別・適正処理の徹底	
	③資材や展示物などの物品等の再使用	
	④機材等のリース・レンタルの活用	
	⑤インターネット等の電子広報媒体を活用したチラシ等の削減	
	⑥マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイ食器持参の呼びかけ	
	⑦チラシや資料等の印刷部数の精査	
	⑧その他（ ）	
Ⅱ 省エネルギー・省資源の推進	①会場等の適切な温度設定	
	②展示物の適度な照度の確保	
	③電気・ガス・水などのエネルギーの使用の節約	
	④自然光の活用	
	⑤省エネ設備・機器の導入	
	⑥太陽光発電やバイオディーゼル燃料などの新エネルギーの導入	
	⑦その他（ ）	
Ⅲ グリーン購入の推進	①エコマーク・グリーンマーク商品の活用	
	②再生紙など環境にやさしい素材の使用	
	③環境にやさしい記念品等の選定	
	④地元農産品や地場製品の積極的な活用	
	⑤その他（ ）	
Ⅳ 交通手段における環境への配慮	①公共交通機関が利用しやすい会場の設定	
	②公共交通機関の利用が困難な場合のシャトルバスの運行	
	③環境負荷が少ない交通手段の利用促進	
	④低公害車、環境負荷の少ない自動車の導入・利用	
	⑤公共交通利用者への特典の付与	
	⑥アイドリングストップ、エコドライブの呼びかけ	
	⑦その他（ ）	
Ⅴ 参加者の環境意識の醸成	①参加者への環境意識啓発	
	②イベント開催を通じた環境教育の推進	
	③関係者への環境意識啓発	
	④カーボン・オフセット※の活用 ※イベントで排出されるCO2を主催者による様々な取組による削減で相殺すること。	
	⑤その他（ ）	
Ⅵ その他の取組項目（自由設定）		

※ 実施する取組項目のチェック欄に「○」を記入してください。

京都市認定エコイベント実施報告書

（あて先）京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事業所の所在地	申請団体の名称及び代表者名
	電話 ー

京都市エコイベント実施要綱第8条の規定により、京都市認定エコイベントの実施結果を報告します。	
イベントの名称	
主催者の名称	
開催日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
来場者数	
イベントで特に力を入れた環境にやさしい活動	
京都市ホームページ掲載への同意	☐ 同意する ☐ 同意しない

【ごみの状況】 ※実施結果として報告してください。

種類	発生量	リサイクル量	処理方法
資源ごみ	キログラム	キログラム	
（缶）	（キログラム）	（キログラム）	
（びん）	（キログラム）	（キログラム）	
（ペットボトル）	（キログラム）	（キログラム）	
ダンボール	キログラム	キログラム	
その他一般ごみ	キログラム	キログラム	

※ 発生量及びリサイクル量は、「〇〇リットルのごみ袋〇〇袋」、「ダンボール〇〇枚」など、分かる範囲で記載してください。

【添付書類】

写真やチラシ、資料等、イベントの実施状況が分かるものを添付してください。